

官報

号外 平成九年四月十五日

○第四百四十回 衆議院會議録 第二十六号

平成九年四月十五日(火曜日)

議事日程 第十三号

平成九年四月十五日

午後零時三十分開議

第一 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

岩國哲人君から、四月二十日から五月一日まで十二日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、労働福祉事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長青山丘君。

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔青山丘君登壇〕

○青山丘君 ただいま議題となりました労働福祉事業団法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東京一極集中の是正等に資するため、労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更し、あわせて労働福祉事業団の監事が理事長または労働大臣に意見を提出することができるようになるとともに、理事及び監事の任期を二年とする等の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る四月八日労働委員会に付託され、四月十一日岡野労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長武部勤君。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔武部勤君登壇〕

○武部勤君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

近年、我が国は、内外の経済情勢を背景として、ベンチャー企業等による新たな事業分野の開拓の要請が一段と高まっております。本案は、こうした状況にかんがみ、中小企業の創造的事業活動を一層促進するための措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、中小企業投資育成株式会社法の特例措置が講じられる特定中小企業者の範囲を拡大すること、

第二に、一定の要件に該当する特定中小企業に対し、個人投資家による投資を促進するための課税の特例措置等を講ずること

であります。

本案は、去る四月八日当委員会に付託され、同月九日佐藤通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十一日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成九年四月十五日 衆議院會議録第二十六号

議員請暇の件 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

平成九年四月十五日 衆議院會議録第二十八号

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣堀之内久男君。

(「国務大臣堀之内久男君登壇」)

○国務大臣(堀之内久男君) 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等ができる限り多く放送するようにしなければならぬこととするともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役割の料金に関する制度の合理化を図る等の改正を行うものでもあります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

まず、放送法の一部改正の内容であります。その第一は、テレビジョン放送における視聴覚障害者の利便の増進に関する事項についてであります。テレビジョン放送とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送をいいます。こととする等にて定義規定を改めるとともに、テレビジョン放送事業者は国内放送による放送番組の編集に当たっては字幕番組及び解説番組をできる限り多く設けるようにしなければならぬこととしております。

第二は、放送番組審議機関に関する事項についてであります。放送事業者は、放送番組審議機関の答申または意見を尊重して講じた措置の内容、訂正放送制度の実施状況及び放送番組に関する申し出のあった苦情その他の意見の概要を放送番組審議機関へ報告しなければならぬこととするともに、放送番組審議機関の答申または意見の内

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する永井英慈君の質疑

容その他放送番組審議機関の議事の概要、放送番組審議機関の答申または意見を尊重して講じた措置の内容を公表しなければならぬこととしております。

第三は、有料放送に関する事項についてであります。通信衛星の無線局により行われる多重放送以外の有料放送の役割について、認可制を事前届け出制に改めるとともに、有料放送の料金を除く役務の提供条件について標準契約約款の制度を設けることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、有線テレビジョン放送法の一部改正の内容であります。テレビジョン放送に係る字幕番組及び解説番組の放送努力義務に関する放送法の規定並びに放送番組審議機関の答申または意見を尊重して講じた措置の内容等の放送番組審議機関への報告義務、放送番組審議機関の議事の概要等の公表義務その他の放送番組審議機関に関する放送法の規定は、有線テレビジョン放送について準用することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

放送法及び有線テレビ

二

私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました放送法並びに有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

実は、昨年の十月二十日の総選挙の直後でございましたが、私は放送界の有力者の一人にお目にかかることができました。その折、その有力者は待ってましたばかりに、開口一番こう切り出したのでございます。先日、花村仁八郎さんにお会いしたら、花村さんは、私は孫がかわいいのだから、このごろ孫がかわいそうになってきてしようがないんだよ、果たして孫の世代になっても日本があるのかね、孫の時代には日本はなくなってしまうような気がしてならないよと深刻な顔をしてし

じみじみと語られた、こういうことでございまして。御承知のように、花村仁八郎さんは、去る一月四日、八十八歳の高齢をもって他界されたわけでございますが、経団連にあって事務総長、副会長などを歴任されるときも、放送・通信の分野でも重きをなして、政界、官界にも隠然たる影響力を持っておられたことはつとに有名な話でございます。その花村さんがなぜ日本の衰亡を予感し、これほどまでの危機感を持ったのでしうか。総理に率直な御感想と御自身の時代認識についてまずお伺いする次第でございまして。

それは、花村さんの長い豊かな経験に基づく鋭い時代感覚から生まれたものと拝察しますが、私は、今、世界も日本も、政治も経済も社会も行政も、かつて人類が、そして私たちが経験したことのない激動、激変の時代の大転換期の真っただ中にあると存じます。危機的要因をはらむさまざまな変化が相互に複雑に影響し合いながら、想像を絶する速さで同時進行していると考えます。私は、この時代を複合変化の時代ととらえ、文字どおり文明の転換期と呼んでおるわけでござい

ます。それらの変化は、一九八九年、くしくも平成元年に顕著にあらわれたのでございます。その後、景気の後退とともに、将来への確たる展望も

開けないまま、閉塞感、不安感が国を支配するようになり、極めて危険な状況が続いております。こうした社会の閉塞感を克服していくためには、従来からの物・エネルギー・大量消費の時代から、より知的、文化的な営みを重視した知的社会の創造へと、希望と自信を持って戦略的な取り組みを図っていくことが重要であろうと思っております。

言いかえれば、これからの新しい文明社会を構築していくための突破口、起爆剤が通信であり、放送であるわけです。こうした認識は、既にクリントン大統領が就任した際にもアメリカではNIIという形で表明され、米国の極めて戦略的に熱心に取り組んでいるのも御承知のとおりであります。

そこで、新しい文明社会の創造のために、従来の社会資本の枠を超えて、新しく知的社会資本という概念を導入して、戦略的な財政構造をつくり上げるとともに、果敢な予算編成を基本とすべきであると考えますが、総理の御見解を伺います。今や、通信衛星によるCS放送、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、インターネットなど情報メディアが多様化し、いわゆる通信と放送の融合も進展しております。また、放送メディアの高度化という観点からは、放送のデジタル化が進み、我が国では、まさに二〇〇〇年は四百チャンネルに及ぶ本格的なマルチメディア放送の幕あけを告げる年となるでございましょう。

このような知的社会資本としての通信と放送の高度化に際して極めて重要になってくるのが、まず第一に、次の世代を担う若い人たちの教育であります。情報活用能力を高めるための情報リテラシー分野の教育とともに、特に必要になってくるのが知的、文化的創造力の育成であります。それは、大競争時代の雄雄を決する大きなポイントであります。

理科離れ、理系離れの傾向が懸念されている中で、マルチメディア時代に対応するために人材の育成にどう取り組むか、学校教育や社会教育の

現場でどう対処していくか、このことについては文部大臣にお伺いいたします。

第二には、来るべき知的社会においては、大量の情報が縦横無尽に流通されていく中で、報道の自由や番組の編成権に關連して、放送や報道の倫理の確立、社会秩序の維持が極めて重要であります。市場と自己責任に任せ放しでよいのかどうか、郵政大臣のお考えを伺います。

次に、総理大臣にお伺いいたします。

橋本総理は、高度情報通信社会推進本部長として、デジタル化を中心として大きく変わろうとしている通信と放送の現状をどう認識され、マルチメディア社会における通信と放送の果たすべき役割とそのアプリケーションの充実などをどのように展望されているか、お伺いいたします。

クリントン大統領は、去る二月四日の一般教書演説で、大胆に、しかも具体的に国民に訴えかけております。総理、国民の視線に触れる、国民に希望と自信と誇りを与えるものでなければなりません。明快な御見解をお聞きしたいと存じます。

次に、マルチメディア時代には、放送・通信の融合、ボーダーレス化が決定的に進み、ソフトの需要は飛躍的に増大するものと考えますが、我が国はソフト面が大きな弱点との指摘もあります。アメリカは御承知のようにソフト大国であります。反面、我が国はソフトの国際収支は大幅に赤字になっているということでございます。

若い人たちの知的創造力を生かした、独創的で、しかもソフト戦争の激化が進む国際社会の中で評価されるソフトをどのように開発し確保するかは、マルチメディア時代の盛衰を左右する重大なポイントであります。この点について、郵政大臣のお考えを伺います。

さらに、電波メディアの適正化の観点から、今回の法改正において、民放の激しい視聴率競争の中で、放送番組の質的向上という側面にも配慮され、現在形骸化している放送番組審議機関の活性化のための措置が講じられているわけですが、そ

れではまだまだ不十分と考えます。アメリカではかなりの成果を上げており、我が国が提案しているNPO制度を早急に確立して、市民活動に放送番組への取り組みを期待してはどうか。この点について、郵政大臣の基本的な考え方を伺いいたします。

同時に、今、民放連とNHKが中心になって苦情処理機関をつくるなどの報道がなされておりますが、この構想についても感想と見通しをお聞かせください。

また、多チャンネル化の進展に伴い、多数の有料放送事業者による放送が行われるようになったことに着目して、これを促進し、産業としての発展を促し、メディア市場活性化の観点から、規制緩和に関する措置が講ぜられているわけでありますが、この点についても郵政大臣の考え方を伺いいたします。

通信と放送は国民生活に欠かせないライフラインとなつていますが、今回の法改正において、視聴覚障害者向けの放送の充実についてどのように取り組んでいくのか、これは郵政大臣に考え方を伺います。

最後に、アメリカではベアレンタルロックが関心を集め、Vチップ制度の導入が正式に決定しているのがありますが、マルチメディア社会の到来に伴って、日本人の心の荒廃、文化の空洞化により、日本社会の健全性が損なわれたり、また激動する世界経済に乗りおくれたりしたら、それこそ大変なことであります。冒頭の花村八郎さんの話されたあの深刻な危機を未然に回避することは、政治に課せられた最大の課題であると考えます。

総理の明快な見解と御決意を伺って、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 永井議員にお答えを申し上げます。

まず、故花村八郎さんの持っておられた危機感に対する感想、時代認識についてのお尋ねがございました。

現在、我が国は、高度情報通信の発展などによる世界の一体化、反面、急速な少子・高齢化の進展、産業の空洞化への懸念などの対応の諸課題に直面しております。我が国自身の経済社会システムがまさに大きな転換期にあります。私は、恐らく花村さんもこうした問題意識を持っておられ、これを危機感まで高めておられたのではないかと考えますが、だからこそ私は、経済構造改革を初めとする六つの改革を内閣の最重要課題とし、一体的に断行しようとしているわけであり、この国の未来を見据えた場合に、これを何としてやり遂げなければならないと考えている次第であります。

次に、予算編成に当たりましては、真に必要な分野に重点を置くことが必要であることは議員御指摘のとおりであり、その中で高度情報化にも適切に対応することが必要だと考えます。その際、官民の役割分担の観点も不可欠でありまして、議員から御指摘になりました知的社会資本、すなわち情報通信基盤の整備に当たりましては、民間主体が収益性を確保しながら創意と工夫を発揮して、効率的に整備されることが基本であると考えております。

次に、通信と放送の現状をどう認識しているかというお尋ねがありました。急激な技術革新等を背景にして、インターネットや携帯電話など新しいメディアが国民生活に急速に浸透しつつあります。世界的にもグローバルな大競争時代を迎え、我が国でもNTTの再編成や放送のデジタル化など一大変革期を迎えております。このままでは放送と通信がいつまで分かれていたのか、その壁がいつなくなるのか、こうした議論すら出る時代になりました。このように、まさに本格的な高度情報通信社会の幕あけが現実のものとなりつつあります。

その時代における役割というところのお尋ねがありました。

まさに、この分野は、我が国の将来を担うリーディング産業を形成し、さまざまな新規産業を創出すべき分野であり、経済構造など六つの改革を推進していく上で大きな原動力になるものと考えております。このために、今後とも、企業や国民に身近な使い勝手のよいアプリケーションの開発普及や、これを支える情報通信技術の開発等に積極的に取り組んでまいります。

最後に、日本の将来の危機を回避する決意をお尋ねになりました。

先ほども申し上げましたような厳しい情勢の中で、我が国は今大きな転換期にあります。そして、この時代を乗り切って、まさに変革と創造の時代をつくり上げていかなければなりません。力の限りを尽くしてまいりますので、どうかよろしく御協力をお願い申し上げます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣堀之内久男君登壇)

○国務大臣(堀之内久男君) 永井英慈議員の御質問にお答えいたします。

来るべき知的社会における放送の倫理の確立についてのお尋ねでございますが、放送は高い公共性と大きな社会的影響を有することから、放送法においても、放送番組の適正化について市場や自己責任にすべてを任せるのではなく、番組準則を定め、また放送事業者への放送番組審議機関の設置の義務づけなどを定めております。こうした放送法の趣旨を踏まえ、放送事業者において放送の社会的使命を十分認識した取り組みがなされることを期待しております。

次に、マルチメディア時代におけるソフトの充実についてのお尋ねでございますが、放送の多チャンネル化や放送と通信の融合が進展する中で、独創的なソフトを確保することが重要な課題となっております。このため、郵政省としては、

平成九年四月十五日 衆議院會議録第二十六号

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する永井英慈君の質疑 議長長の報告

四

すぐれたソフト制作者の育成確保やソフトの流通の際の権利処理の円滑化等を通じて、ソフトの制作・流通環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民活動に放送番組についての取り組みを期待してはどうかとお尋ねでございますが、放送は視聴者、国民に基本的な情報を提供するものであることから、放送番組の適正向上を図るためには視聴者の意見を幅広く取り入れることが重要であり、放送事業者が視聴者団体の意見を聞くことは、NPOの制度のいかんにかかわらず意義のあることと考えております。

次に、苦情処理機関についてのお尋ねでございますが、これは、放送事業者が共同で自主的に設置しようとして検討しているものであります。放送による権利侵害等についての苦情を解決するための第一歩と考えております。郵政省としては、この機関が視聴者にとって有効に機能することが大事と考えており、これからの運用を見守りたいと考えております。

次に、有料放送の規制緩和についてのお尋ねでございますが、多チャンネル化の進展に伴い視聴者の選択の幅が拡大してまいりましたので、有料放送の料金を認可制から届け出制に改め、有料放送市場における競争の一層の促進を図ろうとするものであります。

最後に、視聴覚障害者向けの放送の充実についてのお尋ねでございますが、字幕放送、解説放送は視聴覚障害者にとって大変重要なサービスであり、早急にその充実を図ることが必要と考えております。このため、今回の改正案には、字幕放送等に係る免許制度の改善や、放送事業者による努力義務を盛り込むこととしております。なお、これら法律改正とあわせて、本年度から、字幕番組の制作に対する財政支援の大幅な拡充を図ることとしております。(拍手)

(國務大臣小杉隆君登壇)

○國務大臣(小杉隆君) マルチメディア時代に対応する人材の育成についてのお尋ねですが、マルチメディア社会を主体的に生きる国民を育成し、マルチメディア社会の発展を支える専門的な人材を育成することは、極めて重要な課題と受けとめております。この観点に立って、子供たちに、あふれる情報に埋没することなく主体的に情報を選択し、みずから情報をつくり発信していく力、いわゆる情報リテラシーを育成するために情報教育の充実を図ることとしております。

このため、ハード、ソフト両面の整備充実、指導者の育成が重要であります。ハード面では、教育用コンピュータを平成十一年、一九九九年まで、小学校では児童二人に一台、中学校では生徒一人に一台を目指した計画を進めており、またソフトについてもその一層の充実を図ります。

人材の養成については、コンピュータの指導ができる教員がわずか一七%にとどまっている現状を踏まえ、教員の研修の充実を努めていくほか、高等教育では情報関連学部・学科の整備を進め、また社会教育においても、さまざまな各種セミナーや講習会等、学習機会の充実を努めてまいります。

また、近い将来すべての学校がインターネットへ接続することを目指し、拠点の整備や実践的研究を進めるとともに、マルチメディアを活用したさまざまな教育活動、例えば全世界の子供がマルチメディアを活用して環境学習を行うGLOBE計画などに取り組んでおります。さらに、一校の学校をインターネットで結ぶこねつとプランなどの実践が始まっており、こうした民間の知恵と協力を得ながら、マルチメディア発展に対応した教育と人材育成を一層進めてまいります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
文部大臣 小杉 隆君
通商産業大臣 佐藤 信二君
郵政大臣 堀之内久男君
労働大臣 岡野 裕君

出席政府委員

郵政省放送行政 楠田 修司君
局長

○議長長の報告

(通知書受領)

一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法
特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第八條第一項の規定に基づく平成八年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七條の規定に基づく平成九年度において講じようとする農業施策についての文書

一、去る十一日、内閣から次の報告書を受領した。

平成八年度第三・四半期における国庫の状況
(政府委員承認)
一、昨十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十四回国会政府委員に任命することを受領した。

外務大臣官房領事 移住部長事務代理 小島 高明

外務省経済局長 野上 義二

(政府委員任命)
一、昨十四日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、十四日議長において承認した小島高明外一名を、同日第四百四十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十四日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第四百四十四回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名
外務省経済局長事務代理 重家 俊範 (解職) 平九・四二四

(政府委員解任)

一、昨十四日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務大臣官房領事移住部長)齋藤正樹の第四百四十四回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

解任 補欠

鳩山 邦夫君 安住 淳君

安住 淳君 鳩山 邦夫君

厚生委員

解任 補欠

大村 秀章君 荒井 広幸君

枝野 幸男君 中桐 伸五君

荒井 広幸君 大村 秀章君

中桐 伸五君 枝野 幸男君

商工委員

解任 補欠

河本 三郎君 江渡 隆徳君

鍵田 節哉君 今田 保典君

十九回国会内閣提出、本院継続審査

本私立學校振興・共濟事業団法案

—

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841

のと議決した。

平成九年四月十五日 衆議院會議録第二十六号

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

三 本案施行に要する経費

平成九年度労働保険特別会計予算労働省所管の労働助定に十三億九千九百四十万六千円が計上されている。
右報告する。

平成九年四月十一日

労働委員長 青山 丘

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成九年二月四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「除く。」の下に「第三号において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 設立の日以後五年を経過していない法人若しくは事業を開始した日以後五年を経過していない個人であつて、前事業年度若しくは前年において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していない法人若しくは事業を開始した日以後一年を経過していない個人であつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員(個人にあつては、事業主)及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

第七条の次に次の一条を加える。

(診断及び指導)

第七条の二 通商産業大臣は、特定中小企業者であつて、その事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして通商産業省令で定める要件に該当するものに対し、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

第十条第一項中「特定中小企業者」を「第二条第三項第一号又は第二号に規定する特定中小企業者」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第七条の二に規定する特定中小企業者の設立に際して発行する株式又は当該特定中小企業者の発行する新株を払込みにより個人が取得した場合で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の三を次のように改める。

(特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第三十五条の三 租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下本項において「特定中小会社」という。)の同条第一項に規定する特定株式(以下本条において

「特定株式」という。)を払込みにより取得(同法第二十九条の二第二項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下本条において同じ。)

をした道府県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなる場合における当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下本条において同じ。)

について、租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する適用期間(第四項において「適用期間」という。)内に、その有する当該株式により取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれとをみなして、本条及び前条第一項から第六項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の規定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年において

控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書(第六項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡(租税特別措置法第三十七条の十三第五項に規定する譲渡をいう。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る前条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

5 第三項の規定の適用がある場合における前条第一項から第五項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第三項の規定の適

用がある場合には、その適用後の金額」とする。

6 第四十五条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者(同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く)が、当該年度の翌年度以後の年度において第三項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができるときの場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項」とあるのは「三月十五日までに、自治省令の定めるところによつて、同条第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百十七條の二第四項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第六項において準用する第三百十七條の二第四項」と読み替へるものとする。

7 第三項の規定の適用がある場合における第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十三第八項において準用する所得税法第百二十三條第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第六項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第六項において準用する前条第四項」とする。

8 払込みにより取得をした特定株式及び当該

特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第三項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項から第六項まで」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項から第六項まで」と、第二項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百十七條の三第一項」と、第三項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」と、「前条第一項後段」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項後段」と、第四項中「前条第一項」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項」と、第五項中「前条第一項から第五項まで」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項から第五項まで」と、「次条第三項」とあるのは「次条第九項において準用する同条第三項」と、第六項中「第四十五条の二第四項」とあるのは「第三百十七條の二第四項」と、「附則第三十五条の三第四項」とあるのは「附則第三十五条の三第四項において準用する同条第四項」と、「第三百十七條の二第四項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第六項において準用する第三百十七條の二第四項」と読み替へる」とあるのは「読み替へる」と、第七項中「第四十五条の三」とあるのは「第三百十七條の三」と、「附則第三十五条の三」とあるのは「附則第三十五条の三」と読み替へる」とあるのは「読み替へる」と、第八項とあるのは「附則第三十五条の三

九項において準用する同条第六項」と読み替へるものとする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法以下「新地方税法」という。附則第三十五条の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、この法律の施行の日以後に払込みにより取得をする租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第三十七條の十三第一項に規定する特定株式に係る新地方税法附則第三十五条の三第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する損失の金額として政令で定める金額及び同条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。

理 由

内外の経済情勢を背景とした新たな事業分野の開拓の要請の一層の高まりにかんがみ、特定中小企業者の範囲を拡大するとともに、その資金調達を円滑にするための措置を講ずることにより、中小企業の創造的・事業活動を一層促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、内外の経済情勢を背景とした新たな事業分野の開拓の要請の一層の高まりにかんがみ、特定中小企業者の範囲を拡大するとともに、その資金調達を円滑にするための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定中小企業者の定義

設立の日以後五年を経過していない法人又は事業を開始した日以後五年を経過していない個人であつて、前事業年度又は前年において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入額に対する割合が政令で定める割合を超えるものを特定中小企業者に追加する。

2 課税の特例

外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして通商産業省令で定める要件に該当する特定中小企業者の設立に際して発行する株式等を払込みにより個人が取得した場合で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。

3 診断と指導

通商産業大臣は、2の特定中小企業者に対して、経営情報に関する情報の提供について診断及び指導を行う。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の創造的・事業活動を一層促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成九年四月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 商工委員長 武部 勳

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
送料別
〇〇五円